

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 会津若松市生涯学習総合センター窓口等業務委託
- 2 委託業務期間 平成25年4月1日から平成29年3月31日
- 3 業務委託料 _____円
(うち消費税及び地方消費税の額 _____円)
- 4 契約保証金 ・

上記の委託業務について、会津若松市を発注者とし、 _____を受注者として、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の各条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 会津若松市東栄町3番46号
会津若松市
代表者 会津若松市長 室井 照平 印

受注者 会津若松市

印

別 紙

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等に従い、関係法令等を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、会津若松市財務規則の定めるところにより、契約保証金を免除された場合を除き、会津若松市財務規則で定める手続きに従い、頭書に掲げる額の契約保証金を発注者に納入しなければならない。

2 発注者は、受注者が契約の履行を完了したときは、会津若松市財務規則の定めるところにより、契約保証金を、受注者に返還するものとする。

(委託料の支払い)

第3条 受注者は、発注者の指定する方法により当該月分の委託料を翌月に請求するものとし、月毎の支払い額は別紙のとおりとする。

2 発注者は、適法な請求を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(管理者の注意義務)

第4条 受注者は、業務を行うにあたり発注者の指示及びこの契約書の定めるところにより善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託業務期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して別途変更契約を締結する。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は発注者受注者協議して定める。

(損害のために生じた経費の負担)

第8条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第9条 発注者が正当な理由なく、第3条第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、支払いが遅滞した期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が本契約の各条項のいずれかを正当な理由なく履行しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者に損害が生じてもその損害を賠償しない。

2 契約の解除により発注者が損害を受けた場合は、受注者は、発注者の申出により誠意をもって賠償に応じなければならない。

(秘密の保持)

第11条 発注者は、個人情報を含め、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(労働者災害補償保険の加入等)

第12条 受注者は、その業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、労働者災害補償保険に加入するほか、法律で定められた一切の雇用者としての義務を完全に履行するものとする。

2 前項の履行を確認するため、発注者が受注者に関係書類の提出を求めたときは、受注者はこれに従うものとする。

(従事者の災害等)

第13条 受注者は、業務を行うにあたり生じた従事者の災害については、全責任をもつこととし、事由のいかんを問わず発注者に何らの責任がないものとする。

(従事者の交替)

第14条 発注者は、受注者の従事者について不適格と認められるものがあるときは、受注者に対して入替えを求めることができる。

(緊急時の措置)

第15条 発注者は、業務の実施にあたり緊急必要と認められるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができるものとする。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約書及び仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は定める事項に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。